

令和7年度指定居宅サービス
事業者及び指定施設サービス事業者
運営指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

第1 運営指導の実施状況

● 目的

吹田市では、介護保険法第23条の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営指導を実施しました。

● 実施回数

吹田市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要領により、運営指導を1事業所あたり6年に1回を目途に実施しています。

運営指導の結果は、次のとおりです。

※対象事業所を、令和7年4月1日に運営していた事業所としています。

※事業所数の集計方法を、サービスごととしています。

令和7年度運営指導結果一覧表（Ⅰ）

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
訪問介護	144	24	17%
（介護予防）訪問入浴介護	4	2	50%
（介護予防）訪問看護	160	39	24%
（介護予防）訪問リハビリテーション	10	2	20%
通所介護	47	13	28%
（介護予防）通所リハビリテーション	14	2	14%
（介護予防）短期入所生活介護	46	4	9%
（介護予防）短期入所療養介護	14	2	14%
（介護予防）居宅療養管理指導	—	—	—
（介護予防）福祉用具貸与	57	8	14%
特定（介護予防）福祉用具販売	57	8	14%
（介護予防）特定施設入居者生活介護	18	6	33%
介護老人福祉施設	17	2	12%
介護老人保健施設	7	1	14%
合計	595	113	19%

令和7年度運営指導結果一覧表（Ⅱ）

サービス名	指摘事業所数 / 指導事業所数	内訳		
		口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
訪問介護	23/24	2	0	21
（介護予防）訪問入浴介護	2/2	0	0	2
（介護予防）訪問看護	39/39	4	0	35
（介護予防）訪問リハビリテーション	2/2	0	0	2
通所介護	13/13	1	0	12
（介護予防）通所リハビリテーション	2/2	0	0	2
（介護予防）短期入所生活介護	4/4	0	0	4
（介護予防）短期入所療養介護	2/2	0	0	2
（介護予防）居宅療養管理指導	-	-	-	-
（介護予防）福祉用具貸与	8/8	0	0	8
特定（介護予防）福祉用具販売	8/8	2	0	6
（介護予防）特定施設入居者生活介護	6/6	2	0	4
介護老人福祉施設	2/2	0	0	2
介護老人保健施設	1/1	0	0	1
合計	112/113	11	0	101

第2 文書指摘事項

1 主な指摘事項

運営基準等の項目			件数	指摘事項
1	運営基準	個別サービス計画の作成等に係ること	40件	個別サービス計画の内容の不備等
2	運営基準	秘密の保持に係ること	37件	個人情報使用同意書の不備等
3	運営基準	衛生管理に係ること	32件	感染症対策の未実施等
4	設備基準	設備に係ること	32件	事故の未然防止、区画の不備等
5	介護給付関係	基本料・加算に係ること	29件	サービス提供体制強化加算、特定事業所加算、緊急時訪問看護加算の算定要件不備等
6	運営基準	その他	127件	勤務体制の不備、虐待防止対策の未実施等

2 主な指摘事項

I 人員基準

人員配置に係る指摘内容

生活相談員の数がサービス提供時間中に1以上配置されていない。

II 運営基準

勤務体制の不備に係る指摘内容

法人代表者がサービス業務に従事する場合に、勤務実績が確認できる記録が残されていない。

虐待防止対策の未実施に係る指摘内容

虐待防止のための対策を検討するための委員会を定期的には開催していなかった。
その結果を従業員に周知していなかった。

虐待防止のための指針に盛り込むべき項目が不足していた。

虐待防止のための研修を定期的には実施できておらず、研修記録を残していなかった。

個別サービス計画の内容の不備に係る指摘内容

居宅サービス計画の内容に適合した個別サービス計画を作成していない。

個別サービス計画と実際のサービス内容が異なっていた。

個人情報使用同意書の不備に係る指摘内容

利用者家族の個人情報使用の同意を書面にて得られていなかった。

個人情報使用の同意書の様式が作成されていなかった。

感染症対策の未実施に係る指摘内容

感染症対策に係る研修を受講していない従業員がいた。

感染症対策に係る訓練が実施されておらず、記録が残されていなかった。

感染症対策に係る委員会について概ね6か月に1回以上開催しておらず、記録が残されていなかった。

Ⅲ 設備基準

事故の未然防止、区画の不備に係る指摘内容

静養室のナースコールについて、適切に配置されていなかった。

相談室が常時使用できる状態に整備されていなかった。

清潔なものと不潔なものを区別して保管されていなかった。（福祉用具貸与）

IV 介護給付関係

サービス提供体制強化加算の算定要件の不備に係る指摘内容

利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業員の技術指導を目的とした会議が実施できていない。

特定事業所加算の算定要件の不備に係る指摘内容

従業員の研修計画が個別具体的なものになっていない。

緊急時訪問看護加算の算定要件の不備に係る指摘内容

当該加算について、利用者等に説明をしておらず、同意を得られていなかった。

第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- (1) 人員基準違反
- (2) 運営基準違反
- (3) 人格尊重義務違反
- (4) 不正請求
- (5) 不正の手段による指定

令和7年度は、3法人6事業所に監査を実施しました。